

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	定例庁議	
開 催 日 時	平成29年1月16日（月）	午前9時13分から 午前9時55分まで
開 催 場 所	市長公室	
出 席 者	<p>富岡市長、田中副市長、三好教育長、神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、内田市民環境部長、三田福祉部長、藪塚健康づくり部長、澤田都市建設部長、橋本会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、島村生涯学習部長、塩野監査委員事務局長</p> <p>（担当課1）</p> <p>中川市民環境部参事兼資源リサイクル課長、鈴木同課主幹兼課長補佐兼施設建設準備係長、同課同係老川主査</p> <p>（担当課2）</p> <p>比留間都市建設部次長兼まちづくり推進課長、岩城同課主幹兼課長補佐、久保田同課専門員兼区画整理係長</p> <p>（事務局）</p> <p>太田市長公室次長兼政策企画課長、関口同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係臼倉主任、稲葉市長公室参事兼秘書課長</p>	
会 議 内 容	<p>1 朝霞市クリーンセンターごみ焼却処理施設整備基本計画（案）</p> <p>2 根岸台五丁目土地区画整理事業の事業区域変更（案）及び整備手法変更地区のまちづくりの方針（案）について</p>	
会 議 資 料	<p>・朝霞市クリーンセンターごみ焼却処理施設整備基本計画（案）</p> <p>・根岸台五丁目土地区画整理事業の事業区域変更（案）及び整備手法変更地区のまちづくりの方針（案）</p>	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁		
そ の 他 の 必 要 事 項		

【市長あいさつ】

【議題】

1 朝霞市クリーンセンターごみ焼却処理施設整備基本計画（案）

[説明]

(担当課1：中川市民環境部参事兼資源リサイクル課長)

この計画は、クリーンセンター内にあるごみ焼却処理施設が平成7年1月の稼働から22年が経過していることを踏まえ、新施設の概要を定めるものである。

新施設の工事請負契約については、受注者が設計と施工を行う性能発注方式を採用する予定であることから、この計画には、施設整備に係る基本条件や基本的な仕様を定めている。

また、この計画の策定に当たっては、第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画、関係法令、ガイドライン等を踏まえ、他市の事例を参考にするとともに、建設コンサルタントの支援を受けながら、市職員で構成されたごみ焼却処理施設検討委員会を5回開催し、検討したものである。

目次について、計画は全12章で構成され、施設の概要や工事や設備に関する事項などを記載している。

3ページの図について、点線で囲んだ箇所が建設予定地で、休止中のごみ焼却処理施設を解体撤去した後に、新施設を建設する予定である。なお、現施設の稼働を続けながらの建設となる。

次に、4ページの下部「更新に係る前提条件」では、建設工事期間を平成30年度から平成33年度までの4年間とし、新施設の供用開始は、平成34年4月1日を予定している。なお、現施設は、平成34年度中に解体し、常設の計量棟などを設置する予定である。

竣工後の配置については、16ページの右下の図を予定しているが、欄外に記載のとおり、国道254号バイパスの整備状況によっては、動線等を変更する可能性があるもので、現時点で、確定したものではない。

次に、19ページの下には、施設の基本方針を6項目挙げている。詳細については、20ページに記載しているとおりである。

次に、24ページの施設規模について、新施設では、焼却対象とするごみの一部を変更し、現在委託処理している汚れたプラスチック類なども新施設で処理する予定で、本市の人口推計と、ごみ量の推計に基づき、施設規模を算定した結果、災害ごみの処理分も含め、C案の1日当たり処理量を112トンとしている。なお、現施設は120tである。

次に、49ページの公害防止基準について、ごみ焼却処理施設は、関係法令などにより様々な規制を受けるが、新施設については、現施設よりも高い公害防止基準を達成で

きると見込まれることから、B案に掲げた数値を採用した。

次に、115ページについて、クリーンセンターは、温室効果ガスの削減に努める必要があることから、新施設では、CO2負荷の軽減につながる設備の導入について記載している。

次に、126ページの焼却炉の設置数については、2炉構成と3炉構成を比較検討した結果、現施設と同じく、2炉構成が望ましいとしている。

次に、焼却炉の形式については、145ページと146ページに記載の6方式について比較検討した結果、建設費、運営費、他団体での実績により、現施設と同じく、ストーカ炉による燃焼方式が望ましいとしている。

次に、余熱利用設備については、150ページ以降に記載している。新施設は、環境省の補助金である循環型社会形成推進交付金を受けて整備する予定で、熱エネルギーを利用できる施設とすることが交付要件に定められており、いわゆる「ごみ発電」設備を設け、クリーンセンター場内のごみ処理施設に電気を供給するほか、余剰電力を売却する予定である。

以上が、新施設の整備概要である。

なお、本計画については、庁議での審議を経て、パブリック・コメントを実施した後に、再度、庁議において、パブリック・コメントの結果を報告し、確定したいと考えている。

[平成29年1月10日の政策調整会議要旨について]

(神田市長公室長)

本件は、1月10日に行われた政策調整会議において審議し、主な質疑と、その結果についてご報告する。

まず、24ページの施設規模に関連し、受け入れ量と処分量についての質問があった。この回答としては、可燃ごみの最大受入量は、140トンであった。通常の入量は70～90トンである。C案の施設規模は1日当たり112トンであり、それを超える量のごみを1日で焼却することはできないが、処理できないごみについてはごみピットに搬入することとしており、新施設のごみピットでは800トン溜められる予定である。

続いて、24ページのごみピットの容量について7日分とあるが、138ページの記述により理解できるようになっている。分かりやすく記述を修正するよう指摘があった。この回答としては、関連性のあるものについて記述方法を検討する。

続いて、24ページの表の下に、災害ごみ量は2年半かけて処理すると仮定しているが、根拠を教えてくださいという指摘があった。

この回答としては、災害ごみの処理については、国のガイドラインで3年以内に処理するよう示されており、3年間のうち、半年間を補修工事期間とし、残りの2年半で処

理するとしている。

続いて、都市計画法の都市施設であり、完成後に都市計画の変更が必要になるのではないかという指摘があった。

この回答として、都市施設について県との調整を行った。現行の都市施設の区域の指定内で整備を行うので都市計画の変更は必須ではないと県から回答を得ている。

続いて、35ページについて、ばいじん対策として集じん器の比較をしているが、158ページでは「ろ過式集じん器（バグフィルタ）」を採用とあるが、その前の156ページ、157ページでは「ろ過式集じん器（バグフィルタ）」がすでに記述されている。35ページで比較した結果を記載するべきではないか、という指摘があった。

この回答として、説明とその理由が円滑になるよう文章の入替等を検討する。

続いて、14ページ、62ページの安全対策に関し、県道の新盛橋の出入りなど周辺の安全対策を、警察や担当課など関係機関との調整し、合わせてわくわく号や民間路線バスについて配慮するよう工事条件として留意をするべきである、という指摘があった。

この回答として、県道からの出入については児童の通学への配慮など、この整備基本計画をもとにして、今後、発注仕様書を作成する予定である。周辺の安全対策を講ずることについて、記載方法を含めて検討する。また、指摘を受け、これらのページの必要な事項を修正追記している。

続いて、51ページに関連して完成時の構内の動線として、搬入する専門車両と一般市民の車両があり、受付などに時間がかかることが考えられるが、駐車スペースや待機スペースはあるか、という指摘があった。

この回答として、車から降りないで手続きができるように考えている。予約制などを検討し駐車場の利用を少なくしようと考えている。

続いて、73、74ページの荒川の浸水想定区域や浸水深の区分について、平成28年5月に国土交通省のハザードマップが新たに公表されているのでそれを反映していただきたい、という指摘があった。

この回答として、修正を行こととし、最新のものに修正されている。

続いて、内間木地域の雨水対策の一環で雨量計の設置についてはどう考えているのか、という指摘があった。

この回答として、雨量計の設置は発注仕様書に含めることで考えているとの回答があり、73ページが補足修正されている。

続いて、88、89ページについて、内間木地域の洪水対策として、一時的な避難場所としての利用の余地、考慮を要望したいがどうか、という指摘があった。

この回答として、会議室や研修室を一時的な避難をしていただくことは可能であり、84ページに災害時の一時的な利用を考慮する旨の補足修正を行っている。

続いて、93ページの電気関係諸室について、タービン発電機室を1階に設けると、されているが、74ページの浸水想定区域図内に表記した発電機室の位置との整合性はどうか、という指摘があった。

この回答として、1階に設置するタービン発電機本体については、水没しても水が引けば稼動が可能な機器である。始動させるための電気盤は1階で水没してしまうとタービン発電機が稼動できなくなってしまうので、電気室の2階に設置する。

続いて、内間木地区は、液状化が予想されているが、94ページの基本方針の(2)の記載のとおり液状化は問題ないということか。合わせて構内道路の液状化を心配する指摘があった。

この回答として、液状化を見越したうえで、建物の基礎設計を行うこととしている。さらに84ページに構内道路の災害時の影響を考慮するよう補足修正されている。

続いて、99、100ページの煙突の意匠について、写真のようなきらびやかな方向性を目指すということか、という指摘があった。

この回答として、煙突は周辺地域からのランドマーク機能が期待できるものと考えて。ごみ処理施設のマイナスイメージを払拭できるような提案を採用したいという意図である。

続いて、景観計画において黒目川沿いの施設は周辺の自然環境に調和したデザインにするとしており、提案を評価する際は配慮していただきたい、との意見がありました。

続いて、144ページの焼却炉の形式の結論がいきなり出ている。比較検討は145、146ページでされている。記述の仕方、流れを見直し、焼却炉の検討過程をもう少し詳しく記述するべき、という指摘があった。

この回答として、検討した経過と結論への理由、結果が円滑になるよう文章を修正することとし、144、147ページに補足修正されている。

続いて、155ページの発電電力の算出とあるが、現在、クリーンセンターの消費電力の状況はどうか。余った電力については売電が可能ではないか。また、売電はどの程度と考えているか、という指摘があった。

この回答として、現在、1日あたり11,000kWh程度の消費電力である。定期補修工事や修繕等を除き、2炉で稼動するときは余剰電力の売却が可能と見込んでいるが、詳細については今後の話であるのでこの計画には記載をしていない。

続いて、199ページの埋設廃棄物の撤去スキームがあるが、201ページの図を見

ると、焼却灰が埋設されていると想定される範囲とあり、この部分は埋設廃棄物をすべて掘り出すのか、という指摘があった。

この回答として、埋設廃棄物の撤去は工事範囲に必要な撤去をすることとしている。

201ページの図については、ボーリング調査と職員への聞き取りにより作成したものである。廃棄物処理法に則って必要な範囲で適正に処理する考えである。この整備計画では撤去スキームとしてはA案からC案を掲載することとし、実際に現状を把握できた段階で協議する必要があると考えている。この整備計画においては、方式と想定されている状況を示すにとどめている。

続いて、埋設廃棄物が出てきたときは別途費用がかかるということか、という指摘があった。

この回答として、現状施設が建っている下であるので、すべてを撤去するのではなくて、必要な部分について掘り起こしを行い、撤去するということである。

以上、政策調整会議の結果としては、一部訂正のうえ、庁議に諮ることとする。

[質疑等]

(田中副市長)

パブリック・コメントにかける際、工事費用の情報を市民は気にすると思うが、工事費用の情報をどのように出していくか。

(担当課1：中川市民環境部参事兼資源リサイクル課長)

ホームページにごみ処理建設事業について情報を掲載しているので、参考情報としてその中に掲載するなど、担当部長と協議のうえ、公表できる情報と方法を検討したい。

(神田市長公室長)

パブリック・コメントにあたって、本資料だけでは専門的かつ大量なので、ダイジェスト版のような補足資料を付けてはどうか。

(担当課1：中川市民環境部参事兼資源リサイクル課長)

本整備基本計画の策定にあたっては、概要版の作成を考えていた。現時点で、すべてを見ていただくことは非常に大変であると認識しているので、参考資料として、概要版の公表が可能か検討したい。

[結果]

原案のとおり決定する。

【議題】

2 根岸台五丁目土地区画整理事業の事業区域変更（案）及び整備手法変更地区のまち

## づくりの方針（案）について

### [説明]

(担当課2：比留間都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

**資料1** 1 ページ目について、上段の四角の枠にあるとおり、根岸台五丁目土地区画整理事業は、事業区域を東西に横断している都市計画道路中央通線が廃止の方針となったことを受けて、施行者である根岸台五丁目土地区画整理組合では、中央通線沿線の地域を土地区画整理事業区域から除外する議決がされ、平成28年9月13日付けで、事業面積を約11.6ヘクタールに変更する、事業計画案の認可申請が組合から提出された。

本日は、根岸台五丁目土地区画整理事業の変更認可を行うとともに、土地区画整理区域から除外される地区について、新たに地区計画を定めるとともに、準防火地域の指定をすることを市の方針としてよろしいかお諮りするものである。

これまでの経緯について、1 ページの中段、根岸台五丁目土地区画整理事業は、昭和59年にいわゆる「暫定逆線引き」の都市計画決定を行った。その後、地権者間で、市街地整備の機運が高まり、中央通線沿線を含む約13.8ヘクタールを事業区域とする土地区画整理事業が埼玉県において認可された。

しかし、事業開始から約15年以上が経過しても、中央通線沿線区域については、仮換地指定に至らない状況にあったことから、組合は、平成28年9月11日の総会にて、「仮換地未指定」区域を除外することを議決した。市は埼玉県と協議を行い、除外される根岸台五丁目地区と根岸台六丁目地区を整備手法変更地区として、既存の道路や街区を保持しながら、良好な住環境を整備する、地区計画の素案と準防火地域の素案を作成し、都市計画法第16条に基づく素案の閲覧及び説明公聴会を開催した。

説明公聴会には、15名の出席があったが、地区計画の素案や準防火地域の素案に対するご質問やご意見はなかった。

また、地区計画の素案についての意見書の提出はなかった。

以上がこれまでの経緯である。

次に、**資料1**の3ページ及び**資料2**の右側の図、根岸台五丁目土地区画整理事業の事業区域の変更案について、変更内容を「変更前」と「変更後」として比較している。

まず、都市計画街路の整備は、中央通線が廃止となることから、茶色で塗られている、岡通線のみとなる。

次に赤色で塗られている区画街路について、変更前は42路線を整備する計画だったが、変更後は32路線を整備する計画となる。

この区画街路については、32路線すべて整備が完了している。

なお、岡通線と中央通線の交差部について、黄色で塗られているが、組合としては、今後、地権者との話し合いにより、保留地等に変更する予定である。

次に、黄緑色で縁取られている、街区公園であるが、変更前は3ヶ所を整備する計画だったが、変更後は2ヶ所を整備する計画となる。

次に下水道の整備率は、変更後も100%である。

最後に総事業費について、変更後は約14億5千万円減の、40億8,800万円と

なる予定である。

以上が、根岸台五丁目土地区画整理事業の事業区域の変更案である。

次に、根岸台五丁目土地区画整理事業の地区から除外される2つの地区、「根岸台五丁目地区」と「根岸台六丁目地区」の地区計画案である。

資料1の3ページ中段、はじめに「根岸台五丁目地区」の地区計画案について、まず地区の位置であるが、資料2の左側のページ中段にある、「2. 事業分割図」の中にある西側の赤枠青塗り部分である。

根岸台五丁目地区は、面積が約1.3ヘクタール、地区施設としては、資料3右側上段の計画図をご参照である。右下の拡大図で示してあるとおり、既存の位置指定道路と朝霞市道の5箇所に隅切りを整備する。

こちらの隅切り設置予定部分には、建築物や工作物を設置することができないという制限を設ける。

次に、資料4は地区計画の解説資料である。建築物に対する制限については、用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、垣又はさくの構造の制限、また、準防火についての説明をしている。

続いて、1ページの建築物の用途の制限について、地区内すべてが「第一種住居地域」として指定されているが、第一種住居地域で建築可能な用途のうち、良好な住環境にふさわしくない用途について制限をする。

対象となる用途としては、表中の1から4の建築物である。

次に、2ページの建築物の敷地面積の最低限度を100平方メートルとするものである。なお、敷地形状が、路地状敷地となっている場合は路地状部分を除いて、100平方メートルが必要となるものである。

最低敷地面積を制限することで、道路などを拡幅しなくても、建築物の密集を防止する効果が期待できる。

次に、3ページの壁面の位置の制限をしている。

次に、4ページの壁面後退区域における工区物の設置の制限をしている。

次に、5ページについて、道路に面する側の垣又はさくの構造を、生け垣、鉄柵等の透視可能なフェンス等に制限するものである。

生け垣や透視可能なフェンス、また、高さを2メートル以下に制限することで、明るく緑の多い快適な住環境が形成される。

さらに、コンクリートブロック塀などを制限するので、大地震による倒壊被害を減少させることにもなる。

以上が「根岸台五丁目地区」の地区計画案である。

次に、「根岸台六丁目地区」の地区計画案について、まず、地区の位置については、資料2の左側のページ、「2. 事業分割図」、東側の赤枠青塗り部分である。

根岸台六丁目地区は、面積約0.9ヘクタール、地区施設としては、資料3右側ページの下段の計画図である。

地区計画による整備内容については、既存の朝霞市道を地区施設道路として位置づける。



なお「根岸台五丁目地区」と同様、新たに道路を設置又は拡幅する計画はない。  
次に、建築物に対する制限等であるが、先ほど説明した「根岸台五丁目地区」と同じなので、説明は省略する。

以上が「根岸台六丁目地区」の地区計画案である。

次に、準防火地域案の内容について、**資料1**の5ページ中段、準防火地域を指定する目的としては、火災による延焼防止を図るため、建築物の規模に応じて、一定の規制をかけるものである。

制限の内容については、**資料4**の6ページと7ページ、不燃化を促進することにより、市街地の防災性の向上を図り、安全・安心なまちづくりを推進するものであり、準防火地域内の建築物については、建築物の階数や規模に応じて、耐火建築物又は準耐火建築物、もしくは一定の防火措置を講ずるなど、構造制限が適用される。

防火措置の例を**資料4**の7ページに表示している。

準防火地域の指定により、建築物の火災に対する安全性を高め、地区計画内の防災機能の向上を図るものである。

以上が、準防火地域案の内容である。

最後に、今後のスケジュールについて、**資料1**の5ページの下段、今月1月中旬ごろには、都市計画法に基づく県知事協議を始め、2月中旬ごろから都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧を行った後、3月下旬に都市計画審議会へ諮問した後に都市計画決定を行う予定である。

また、市議会に対しては、3月上旬に全員協議会において説明を行う予定である。

[平成29年1月10日の政策調整会議要旨について]

(神田市長公室長)

本件は、1月10日に行われた政策調整会議において審議し、主な質疑とその結果についてご報告する。

**資料1**の3ページ、街区公園が3ヶ所から2ヶ所に変更とあるが、都市計画法において3%以上が公園でなければならないが3%を超えているということで良いか、という指摘があった。

この回答として、3%を超えている。

続いて、**資料1**の2ページで説明公聴会とあるが、市の意思決定の庁議等は、都市計画法の手続きの段階でどう位置付けているか、という指摘があった。

この回答として、市の意思決定の時期としては、都市計画法第16条に基づく都市計画変更素案の閲覧を行い、対象の地権者への説明公聴会でご意見を伺い、意見を反映したうえで、政策調整会議に諮っている。前回の中央通線においても、16条の閲覧の後、県知事協議の前の段階で市の意思決定として諮ったものである。

続いて、地区計画として、新たに根岸台五丁目と根岸台六丁目を区切ったわけだが、

根岸台五丁目の土地区画整理地区内の地区計画は今後どのように考えているのか、という指摘があった。

この回答として、旧暫定逆線引き地区を市街化区域に編入するにあたって、区画整理事業または地区計画により、良好な住宅地として整備するという位置づけで市街化区域を整備することとしている。根岸台五丁目については、区画整理事業によって全域を良好な住宅地にするということで動いていたが、今回、都市計画道路の廃止などもあり、難しい地区については改めて地区計画を定めて良好な住宅地の形成を目指すものである。区画整理事業区域内については、区画整理事業によって良好な住宅地を形成すると計画のうえで制度上担保されていることから、更なる地区計画をつくる考えはない。

続いて、変更する地区の道路付けは少ないがこれで良いのか、という指摘があった。

この回答として、県の基準に照らして県との協議のうえ道路付けを行ったものである。

以上、政策調整会議の結果としては、原案のとおり決定とし、庁議に諮ることとする。

[質疑等]

なし

[結果]

原案のとおり決定する。

【閉会】